

国道13号の放置自転車を撤去します。 ～歩道の安全な通行のために～

国道13号信夫通りなどの市街地の国道では、歩道に乗り捨てられ、放置された自転車が歩行者の通行の支障となっています。8月3日から開催される福島わらじ祭りでは、多数の観客の往来により、普段よりも放置自転車による通行障害の影響が大きくなることが予想されます。そのため国土交通省福島河川国道事務所では、歩道の安全で良好な通行のため、支障となる放置自転車の撤去を実施します。

また、わらじ祭りが開催される13号信夫通り以外の区間についても通行支障を確認次第、放置自転車の撤去を行っていきます。

■回収区間 国道13号 信夫通り(あづま陸橋東交差点～陣場町交差点)
※福島市御山地内、福島西道路など国道13号の他の区間についても、後日、放置自転車を撤去します。

■回収日時 平成24年8月1日(水)午前9時00分(予定)
(天候等の状況により予定を変更することもあります。)

■撤去の内容

1. 警告書の設置

歩道の上に放置された自転車1台ごとに警告書を取り付けます。(今回は取付済)
(ゴミ、ホコリがたまっているなど、明らかに長期間放置されている自転車を対象とします)

2. 放置自転車の回収

警告書取り付けから2週間ほどの期間をおき、放置が続いている自転車を回収、出張所構内に保管します。

3. 放置自転車拾得の通知

放置自転車を回収、拾得したことを所轄警察署に通知し、盗難届が出されていないか、確認します。

<記者発表先>福島県政記者クラブ、福島市政記者会

■お問い合わせ先

●国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所
道路管理課長 佐々木章夫
TEL 024-546-4331(代表)

(国道13号信夫通りの撤去について)
福島国道維持出張所長 坂下 尚克
TEL 024-546-0524

(国道13号の他の区間の撤去について)
栗子国道維持出張所長 高橋 康和
TEL 0238-34-2221

放置自転車撤去区間



放置自転車の状況
(平成23年度撤去時撮影)

